

第九十五回
国会

参議院地方行政委員会會議録第三号

昭和五十六年十月二十日(火曜日)
午後一時四十一分開会

委員の異動

十月十六日

辞任

川原新次郎君

梶原 清君

内藤 健君

関口 恵造君

小野 明君

十月二十日

辞任

玉置 和郎君

鍋島 直紹君

小谷 守君

補欠選任

岩上 二郎君

後藤 正夫君

鍋島 直紹君

玉置 和郎君

佐藤 三吾君

補欠選任

関口 恵造君

田代由紀男君

和田 静夫君

出席者は左のとおり。

委員長

上條 勝久君

亀長 友義君

名尾 良孝君

志吉 裕君

伊藤 郁男君

委員

加藤 武徳君

金井 元彦君

後藤 正夫君

関口 恵造君

田代由紀男君

原 文兵衛君

小山 一平君

佐藤 三吾君

和田 静夫君

和泉 照雄君

国務大臣

自治 大臣

政府委員

人事院 総裁

人事院事務総局 任用局長

自治大臣官房審 議官

自治大臣官房審 議官

自治省行政局長

自治省行政局長 務員部長

自治省税務局長

常任委員会専門 員

行政管理庁行政 管理局管理官

事務局長

説明員

石坂 匡身君

高池 忠和君

大川 清幸君

神谷信之助君

美濃部亮吉君

藤井 貞夫君

岸 誠之助君

小林 悦夫君

矢野浩一郎君

砂子田 隆君

大嶋 孝君

関根 則之君

本日の会議に付した案件

○地方公務員法の一部を改正する法律案(第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付)(継続案件)

○委員長(上條勝久君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、川原新次郎君、梶原清君、内藤健君及び小野明君が委員を辞任され、その補欠として岩上二郎君、後藤正夫君、鍋島直紹君及び佐藤三吾君が選任されました。

また、本日、小谷守君が委員を辞任され、その補欠として和田静夫君が選任されました。

○委員長(上條勝久君) 地方公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 今度の地方公務員法の改正案が通りまると、一九八五年から地方公務員に定年制が導入をされるということになるわけでありまして、私はまず最初に、一九八〇年代の後半、昭和六十年代といふのは一体いかなる時代になるのかわか、あるいはいかなる時代なのかということが考えられなければならないと思ふのであります。また政策も、政府の側は責任を持ってそういう時代の展望といふものを明らかにすべきだと、そういうような時代認識を持たなければならぬ、私は法律案が立案をできるという状態にはない時代である、こういうふうな考えを述べます。

特に、私は本委員会のきょうの質問を命ぜられて、十三年前に皆さん方と定年制法案をめぐるたくさんの論議をやりました。あのとき私一人で恐らく五日間ぐらい皆さんと論議を交わしたわけでありまして、あの当時のことを思い浮かべながら、この十三年間でやっぱり雇用の状態というのは非常に変わってきたということに着目をした。政治的、社会的、経済的、時代的な条件といふものも大きく変化をしてきた。そういうことを考えました。がゆえに、私たちはこの法律案ができた上から将来に向かって責任を持たなければならぬ。その将来といふものはいかなるものであるか、その辺のところをまず自治大臣並びに人事院総裁と一応見通しを語り合っておきませんと、今後の問題については入り切らぬのじゃないだろうか。

特に定年制という問題は、後ほど触れますが、公務員法体制ができるときには、十三年前にも論議をいたしました。私の論議をもつてすれば、日本国憲法上これは許容できない。したがって国家公務員法、地方公務員法にも定年制を導入をされなかつた。本来ならば、亡くなられた前人事院総裁に参考人としてここにお見えに願って、立法当時の模様といふものをお聞きをしなければいけません。進まぬのじゃないかという感じを持っているのであります。そのことはいま不可能であります。から、論議の途中で、当時具体的に自治庁の内部で執筆をされた方、あるいは政府の内部で起案に当たった方々を参考人としてお招きして、次の機会にはそこらところを掘り下げてみたいと、大臣の答弁によつては思っているものであります。

ともあれ、戦後の公務員制度を抜本的に手直しする、定年制の導入といふことはそういうことであるわけでありまして、そのような大改革を行うに際しては、八〇年代後半の雇用情勢、労働市場、そういうものについてある程度明快なイメージをお互いが持つていなければならぬと思ひます。提案理由でも、高齢化社会が近づきつつあるとされているわけでありまして、高齢者の労働市場についてまずどういふような像を描かれないから本法律案を立案をされた提案をされたのか、このところを冒頭まず自治大臣並びに人事院総裁から、人事院総裁の場合は人事院のいわゆる書簡などをお書きになる際にどういふことをお考えになつたのかといふことを含んで答弁を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 昭和六十年代を展望いたしますと、必ず言えることは、非常に高齢化が進むということ、これはもう間違のない事実でございます。したがって、雇用関係におきましても、経済が順調に発展してある限りやっぱ

り労働力というものの欠如が出てくる。したがって、年をとりましても働く場を求めなければいかぬ。また、そういう職場もつくらなければならぬ。そういうことにはなるだろうと思うんです。どうしてもこの高齢化というものに対応するそうした社会建設をしていかなければならぬ、こういうふう

に思っております。
○政府委員(藤井貞夫君) いま自治大臣のお述べになりましたことと方向は同じでございますが、私も、今後の社会情勢というものを展望いたしたる際に、一番大事な基本的な要因として挙げたおかなければならないことは、何といっても第一にはやはり高齢化社会ということがありと思ひます。しかも、この高齢化社会というのは、単に平均余命が延びるということだけではなくて、元氣な方々、健全な能力を持った方々の層がふえていく、総体的にいつてふえていくということが一つあるかと思ひます。

それから、もう一点無視ができないのは、高学歴化ということだと思ひます。ことしの全体の動向等を見ますと、高学歴化の中で一番柱になります大学進学率というものがやや鈍化といひますが、頭打ちというふうな傾向が見えてきておるといふようなことが統計上報告されております。ことしの場合はなるほどそういうことでございましょう。全体の国民の生活に対する態度等から見まして、この高学歴化、特に大学進学率が無制限にふえて一〇〇%近くまでいくということとは、恐らく、そう近いうちに当然のこととして前提とするわけにはまいらないのじやないかと思ひます。しかし私は、この高学歴化というの、一進一退はございまして、やはり着実にふえていくといふことは必然ではないかという感じを受けておるのであります。

したがいまして、そういう高年齢化と高学歴化というものは着実に進んでいく。その間において公務員の世界はどういう変動をしてくるだろうかという点、なかならず公務の場においては国民のための行政を進めてまいりますその担い手である

わけですから、公正であることはもちろんのことながら、さらに能率を上げていく、そういうことを並行して考えてまいらなければなりません。そういうことから、やはりいろんな面であらかじめ施策を漸次進めていく。何か事が決定的な段階にきたときにあわてふためいてやるというふうなことはこれは間に合いませんので、大体的展望といふものを頭に描きながらこれに対応する施策といふものを着実に逐年的に行っていくかなければならぬといふふうな感じでおる次第でございます。

そういう意味で、先生も御承知のように、人事院といたしましてはこれらの情勢の変化に対応いたしまして長期的な施策を考えていかなければならぬ時期に来ておるといふことで、去年の給与勧告に際しての報告でそのことを指摘をいたしました。それらの展望のもとに長期施策といふものを考えていかなければならぬといふことを申し上げました。それを受けて本年度から本格的にこの作業に従事するといふことを決定をいたしましたので、本年の勧告においてもその旨を明確にいたしましたのであります。

これは、事柄は単に給与ということだけではなくて、それらの社会情勢の変動に対応するものとして任用制度全般、それから給与のあらゆる面における再検討、その他やはり研修の問題、それらを含めて、また、さらにはやはり能率の問題、等も含めて長期的な対策を立てていく必要があらうといふことでこの方針を宣明いたしました次第であります。本年度を起点にいたしました本格的な調査に入り、私の考えをいたしましては大体六十年をめぐって長中期対策が実施に移せるように諸般の事柄をやつていかなければならぬのではないかと、いふふうな考えをしておりますが、それもやはり将来の展望としては今後における日本の必然的な進む方向、いわゆる高年齢化とそれから高学歴化とこれに対応する施策といふものを着実に進めていかなければならぬといふ観点から来ておるものであるといふふうに私は考えております。

○和田静夫君 大臣、一般的に、いまの人事院総裁の御説からいっても、高齢者の労働市場の需給関係ですね、これはかなり厳しくなるだろうといふふうにとられますが、その辺は一体どういふふうにお考えになっておりますか、具体的に。
○國務大臣(安孫子藤吉君) 労働市場はある程度苦しくなるのじやなからうかと、こういうふう

に思っております。
○政府委員(藤井貞夫君) これは、いろんな要素がございまして、私の立場として将来どういふふうになるかといふことを断定的に申し上げるのは無責任になると思ひますけれども、大きな方向といたしましては、高年齢化といふものが進んでいくといふことになりますれば、やはり労働市場といふものは樂觀を許さないと。そのほかに、世の中が進展し、機械化が進んでまいりますと、どうしてもロボットの普及だけじゃなくて、やはり全体の合理化といふようなものも進んでまいりますので、それらの間において労働市場といふものは非常に厳しくなるという方向ではないかといふふう

に推測をいたしております。
○和田静夫君 そこで、人事院では昭和六十年、六十五年、この辺の労働市場の需給ギャップとでも申しますが、そういうものをどういふような程度に見積もられているわけですか。特に六十歳以上の需給ギャップは総裁はどういふふうにお考えになっておりますか。
○政府委員(藤井貞夫君) これも社会経済全般のこれからの進み具合といふようなものを見きわめませんと、はつきりとした断定を下すことは危険だろうと思ひます。ただ、先刻私が申し上げましたように、単に老齢化が進むといふことでなく、やはり生きがいといひますか、そういうものを同時に進めてまいりますことが、大きく

言つて、福祉社会の建設といふことから言つてこれは大変大事なことでございまして、したがいまして、能率の問題を考えますと並行して、やはりそういう方々、高齢化された方々のいろいろの暮らし方といふものについても、同時に検討を重ねてまいらなからうといふ感じをしております。

したがいまして、その間において公務の場がいま申し上げたようなことでどういふような役割りをしていくかといふようなことについても、諸般の事情等を掘り下げて検討して、長中期対策の樹立をやります際には、そういう点についてもある程度の見通しといふものを立てていかないと、非常に現実には即さない絵そらごとになって、これは間違つた方向に行く可能性がある。したがつて、そういう点もじっくりと見きわめた上での対策が必要ではないかといふふうに考えております。

○和田静夫君 ちょっといまのところ自治大臣は、まず自治省としてどういふふうにお考えになつておるのか、同じ質問で。
○國務大臣(安孫子藤吉君) いま人事院総裁がお述べになりましたような方向であらうと自治省も考えております。

○和田静夫君 私は、先ほどの二人の答弁を聞いてみると、いよいよこの法律案は要らないんだなという感じがするのでありまして、何も法律でもつてわざわざ決めてもらわなくてもいいなという感じがいたします。もともとそういう立場でありますからあれですが、それぞれ自主的にその地域地域におけるところの経済の展望あるいは人口動態などといふようなものをそれぞれの自治体

が自主的に考えながら、御存じのとおり、勤奨退職が行われたり、労使間協議によるところの定年が協定をされたり、実施をされているわけでありまますから、国が画一的に、明確な将来展望といふものを示さずに、法律でもつて決める、こういうような形といふのはもう実は大変無用だといふふう

に思つております。
その辺の論議は後ほどさらに深めますけれども、ことしの六月に雇用政策調査研究会の「労働力需給の長期展望」といふのが出ていますが、これは大臣も人事院総裁もよくおわかりだと思ひますが、これはじつと検討をしてみますと、一九九〇年、昭和六十五年の失業率が一・八%に

なっているわけですね。これは全体の数字で、雇用者失業率は二・四%となっています。しかし、これは年率五%の成長を維持した場合の数字ということになっているわけですね。成長率ももっと落ちた場合には、これは失業率は上昇する。まあいまのサッチャー政権下におけるイギリスのような状態になるのかもしれない。日本経済がいまのような状態を維持すればそれでもいいかもしれませんが、しかし、そうはいかないんじゃないですか。これは後ほど触れたいと思いますけれども、日本の経営者の八二・四%が一九八〇年代スタグフレーションに落ち込む、しかもそれは内的な事情ではなくて諸外国の外的な事情でもってそうなっていくんだと、こういうことを明確に経済企画庁のアンケートに答えているわけでありますから、そういう時代がやって来る。

そうすると、経営者やエコノミストの八割以上が八〇年代は日本はスタグフレーションに落ち込むという予測をする。経済白書だけが――これは政府が出したものですから自治大臣も関係があると言えは閣僚として責任があるんじゃないか、第二次石油ショックで日本がスタグフレーション化しなかったのは、経済白書の言葉をかりれば、われわれ政策担当者の政策運営のよろしきを得たからだ、創造性白書などと自画自賛しながらことしの経済白書を出しているわけですね。一方では賃上げがマイルドであったからという前提もあるわけでありまして、日本の労働者階級はまだ力がないからおかげさんでこういうことになった、こういうふうには、大蔵政府側は高姿勢で誇示されているわけですね。そうすると、こういうような経済白書の自画自賛というものがいつまで通用するのだろうかということをお考え。

人事院、自治省は、昭和六十一年の六十歳以上の失業率が仮に四%実質成長率のときにどのくらいになるかと踏まれましたか。それから、三%成長率のときにはどのくらいになると自治省は見られましたか。あるいは、人事院総裁はあの報告を出されるに当たってこの辺をどういうふうには踏

まれましたか、まずお答え願いたいと思います。○政府委員(大嶋孝君) 自治省の方でどういうふうに見たかという御質問でございますが、正直に申し上げまして私の方に適切なデータはございません。

○政府委員(藤井貞夫君) いま御指摘になりました資料の問題でございますが、これは、われわれの方で政府に対して書簡を出しました際には、それはまだ出ておりませんでしたので、そのこと自体は私の頭の中では参考にはいたしておりません。ただ、全体の見通しとしてはやはり頭の中にそれとなき資料というものがございまして、そういう点も腹の中におさめながらやってきて、非常識なことにならないようにという配慮は結果的にはいたしたつもりでございまして。

要するに、将来の雇用市場あるいは労働市場というものの需給状況等の問題もむろんこれは大事なことでございまして、ございまして、国家公務員について定年制をやらなければならぬというふうには考えましたことは、民間との対応の問題がございまして、それと、話は少し具体的になりませんが、勧奨退職その他の点でなかなかむずかしい面がどんどん出てきた。従来円滑に推移しておったものが、機能してきたものが十分に機能しなくなってきた。その機能しなくなる度合いというものが、将来のことを考えれば、ますますそれが濃度を増してくるということになるのではないだろうか。そういうような現実の見通しの問題に立ちまして、立脚点に立ちまして、問題はやはり新陳代謝その他のことを促進をいたしますために必要ではないかという施策として打ち出したというのが書簡の精神であったわけでございます。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(上條勝久君) 速記を起こして。

○和田静夫君 人事院がいま見えましようから、それまでの間で、ちよつといまの自治省の答弁、大変不満でありまして、それじゃもう論議に

ならぬわけで、自治大臣、やっぱり、ちゃんと政府の関係の調査研究会が出した資料に基づいて私は質問しているんで、私が当てずっぽうに言っているわけじゃありませんから、このところは明確に、四%成長率のときの失業率、三%成長率のときの失業率、この辺のところが合意が成り立たない限りや、もうこの法律案を撤回しないわけですよ。

いま人事院総裁が、お帰りになつてから言うのはあれですが、退職勧奨の問題だって、どこかで詰まっているようにお話しになりますけれども、大変みんな良識的に職員団体は構えていて、それじゃ、たとえば金井先生がいらっしゃった兵庫で詰まっていますか。自治大臣がいらっしゃいました山形県で詰まっていますか。能力のある首長のところでは、まあ加藤先生も一緒であります、当事者能力のある首長のところでは全部スムーズに動いているんですよ。そんなことを言っちゃいけませんけれども、雇用の状態も、縁故関係で、どここの町会議員や村会議員がこういう形で持つて来られた方をこういうふうに入れまして、たまたまそういう形の町村で詰まっているんですよ。そんなものの救済措置、無能力な首長たちの救済措置をこれで行うと、そんなあなた便法はありませぬよ。したがって科学的な数字をもって合意ができる、こういう状態にならないうと思うのです。

あえて申し上げますならば、この委員会だつて十三年前は与党が絶対多数でありました。与党絶対多数、野党は全くわずかしかなかったんです。しかし、お互い議論をしましよ、そしてどちらの論理に合理性があるか、それによってこの法律案は取り扱ひましよう。与党の皆さん方、各省の次官を経験された方、あるいは県知事を経験された方、首長を経験された方、皆さん方お聞きになつて、時の文部次官を経験された内藤地方行政委員会委員長は、それは自治省側の答弁に無理がある、和田質問の方が合理的である、よつて法律案はやめましようということ、十三年間これでとまってきたわけでありまして。

私はきょうはそういうつもりで、与党の皆さんにも十分経験を踏まえながら、お聞き願ひながら、無理を言っていないというところで合意が成り立つか成り立たないか。この法律案の取り扱ひは私にはそういうものだと思うんです。それこそ天井がない状態でもって雇用をされて入つてきて、そして五十五という年齢で将来設計を考えているそういう人たちが、いま六十でばつとやられようとするんですからあたりのことなんですよ、少し合理的な数字の答弁をお願いいたします。

○国務大臣(安孫子藤吉君) またデータにつきましては説明をさせていただきますが、いまおっしゃる通りに、円滑にいつているところもあるかもしれませんが、けれども、円滑でない度合いが非常に伸びておるわけですね。これはもう事実です。だんだんとそのことはむずかしくなつてきておる。

それから、十年前にやつぱり非常に困つてるところもたくさんあったんです。そこで地方団体といたしましては、どうしてもこれは定年制をしいてもらわねばならぬということは長年の間の地方団体の一致した意見であったわけでございます。だんだん情勢が、その事態が顕著になつてきておりますので、ぜひこの際定年制をしなくてはならぬ。当時は国家公務員についてございませぬ。今回は国家公務員につきましても定年制というものが制定をされた。したがって、地方公務員についても定年制を実施するということがきわめて必要であると、こういうふうには考へておる。

○政府委員(大嶋孝君) 先ほど申し上げましたように、経済企画庁なり労働省の方で一度調べました上でこの数字については、また御説明を申し上げます。

○和田静夫君 これ、理事会の取り運びにしてもいいんですが、このところは非常に重要で、これから議論をするのに基礎的な数字ですから、したがって、休憩時間があるわけですね、この休憩時間が終わるぐらゐまでは出ようか、あるいはそのところを出ないと言ふのならば、恐ら

くきょう私の質問が残るわけでしょうから、二十二日に私の質問になるのか、そこまでに済むのか、その辺のところをちょっとと理事会で……

○委員長(上條勝久君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(上條勝久君) 速記を起こして。

○政府委員(大嶋孝君) 早急に関係省と相談をしてみたいと思っております。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(上條勝久君) 速記を起こして。

○和田静夫君 それで、人事院お見えにならぬものだからあれだが、もう少したつたら来るんだと思うですが、自治大臣、これ、何もうがらせて言うつもりは全然ありませんけれども、いまの答弁ちよつと気に食わないのは、前々から非常に希望していたんだと、こう言うんですが、安孫子さん最初の知事のときは私は政策協定をやった覚えがありまして、よく思い出していただきたいんですよ。あのときだつて、山形県職と、そして食糧庁からお見えになる安孫子さんと、いわゆる党との関係におけるところの政策協定が終つた後、三十年、三十一年に向かつて定年制の論議が非常に高揚しているときでしたから、何も安孫子知事候補ばかりではありません、当時の長野の知事候補、あるいはここに議席をいまお持ちになつて居る若上さんなど、あるいは新潟の北村知事など、私は中央のある責任者でありましたから、全部細かく定年制についての御見解を求めました。それについては、いわゆる労使間合意の上でやつていけるものであるから、将来にわたつて——まあ長い将来であつたかどうかというものは別問題として、いわゆる法律事項や条例事項として取り扱つていくというようなことについては、そんなことは考えません。それじゃひとつ安孫子藤吉さんやろうじやないかということでもって、画期的な知事選挙が行われたことをいまい思ひ浮べるわけでありませう。

そういうふうなずっと経過を踏まえながら、実はもうほとんど良識的にそれぞれ話が進んできているんですよ。詰まっていますのは、大臣がどんなに抗弁されようとも、それはもう当事者間におけるところの能力がないところなんですよ。この辺のところは、当事者能力を持たせるようにさへしていけばちゃんと解決していく、そういう筋合いのものであるということだけを申し上げておきますよ。

それで、何かこうわれわれは定年制に全部、一定年齢でもつてあれしていくことに全く何でも反対だという立場で反対しているようにとられても困りますので、われわれはこの法律事項なりあるいは条例というふうなものでもつて制限を加えられていく、雇用の条件に制限を加えられていく、そのことは間違いない。後ほどどう一過憲法論に戻つて——私は憲法違反である、したがつてできなかった国家公務員法も憲法違反だと思つて居るのではありません、国家公務員法ができたから地方公務員法もという論理にはなりません。これはもう憲法違反問題は後ほど論議をいたしますが、そういう立場で論議をさせていただきますというだけなことをまずひとつこの機会に申し上げておきますが、その辺は御理解願えますか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) すいぶん昔の話をいま出されたわけでありませうけれども、まあそのときはそのときのごときでございまして、十年、二十年たつてまでそれに拘束されるという性質のものじゃなかつたかと私は思っております。

また、その当時から特に市町村におきましては、御承知のとおりにぜひ定年制をしいてもらいたいというのが一般的な議論でございました。そういう事情、それからまたその後における社会情勢の変化に應じて、どうしても定年制というものをしたいというわにやいかぬというのが大体共通した自治体の意見でございませう。やはりそういうものを十分に尊重してわれわれはやらなくちゃいかぬ。

また、国家公務員の定年制、いま憲法違反というお話がございましたが、しかしこれが法律として制定されておるわけでございますので、これと平仄を合わせようという意味におきましても地方公務員の定年制というものをこの際実施すべきであらうと、こういうふうな考えて御提案を申し上げているわけでありませう。

○和田静夫君 そこで、この「労働力需給の長期展望」、昭和五十六年六月の雇用政策調査研究会のレポートであります、この長期展望は、実は今後の高齢者雇用問題につきまして非常に示唆深いことを指摘、提言をされているんです。十六ページであります、今後急速に高齢化が進展することから考えると、高齢者の雇用のあり方はきわめて重要な課題となる。企業が若年者選考に固執し、中高年齢者の技能、経験を活用しようとしなければ、それは国民経済的損失をもたらすであらう。と。国民経済的損失をもたらすであらうとまで指摘をされているわけでありませう。こういうような指摘に対して自治大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) それはそのとおりじゃなかつたかと私は思っております。

○和田静夫君 答弁をうまうはぐらかされるわけですが、その辺は必ずしも積み重ねていまして後から論議をしていきます。

人事院見えたようであります、先ほど人事院總裁からちよつと答弁をいただいたんですが、人事院はこの昭和五十四年八月の書簡の中で高齢者の労働市場に言及をされていまして、これは、これは当てすつぽうですか。——前段、人事院總裁の答弁があつたんですから。

○政府委員(井誠之助君) 人事院が高齢者の雇用状況が厳しいということを申し上げましたのは、労働省の定年到達者調査、これは五十四年に行われておりますが、これで見ますと、五十五歳から五十七歳までの職員が退職いたしますと、雇用希望を保持する者が四四％ぐらいいるわけなんです。それで、求人倍率の方はどうなつておるかという点と、これは労働省の年齢別常用職業紹介状況報告によるものでございませう、昭和五十四年

で見ますと、五十五歳から五十九歳層では〇・二六、六十歳から六十四歳層では〇・一六というふうな、非常に求人倍率が低くなつておりまして、就職状況は大変困難であるという状況が見られておるということでございます。

○和田静夫君 そうですね。

そこで、さつき人事院總裁にも伺つたんですが、あなたの方は、昭和六十年、六十五年の労働市場の需給ギャップを、特に六十歳以上の需給ギャップというのはこのときはどういうふうな判断されましたか、もつと少し数字で教えてくださいますか。

○政府委員(井誠之助君) 特に六十年の状況がどうかという数字の推定はしておりませんが、先ほど御質問もありましたように、これから国の雇用政策として高齢者の雇用促進ということも進められていくでありますというところはございませうが、しかし、現在のこの求人の実勢というものはただいま申し上げましたような状況でございませう、これがそんなに六十年までに、この高齢者雇用が非常に推進されるという状況はなかなか期待できないのではないかという想像をしております。

○和田静夫君 そういう想像をされながら、六十年に定年制でもつて数多くの人間をほうり出してしまふというような形の報告、書簡ということになつていくのはどういう筋道ですか。

○政府委員(井誠之助君) 定年制と申しますのは、新陳代謝それから定年までの雇用の保障、そういう両面から業務の能率面に非常に効果の大きい政策である。翻つて公務員の状況を見ると、と、次第にこの五十五歳以上層というのが年々増加してきておる。こういう高齢層職員がいまのような状況でなかなか引退しないということになりますと、新陳代謝は阻害されますし、それから組織の活力というものが低下する、あるいは若者の昇進関係にも影響を及ぼすというふうなことで、能率面への影響が無視できない。公務員の立場といひますのは、片や身分保障を受けて十分に保護をされなくちゃならないわけですから、

も、片や国民に対して能率的な業務を提供するという、そういう両面がございますので、公務能率の維持増進という見地から定年制度はこの際導入するのが意義あることではないかという御意見を申し上げたわけでございます。

○和田静夫君 人事院総裁はさつきそう述べられなかった。能力の向上というものは大変着実に前進をするだろう。こういうふうなことが第一に高齢化社会の中のとらえとして述べられているわけです。あるいは、高学歴化、そういうものも一〇〇%一挙にいくとは思っていないけれども、着実に伸びていくだろう、そういうふうな述べているわけです。

あなたは、言ってみれば能率面において首を切ることが効果が多いんだ、こういうふうな述べられているんですがね。これは大変答弁に食い違ひがありますよ。ちよつと人事院総裁と調整してください。

○政府委員(井誠之助君) 昭和六十年に原則六十歳とする定年、これは現在の状況下における定年年齢としては非常に妥当である。これは政府側が民間に対する定年制の指導に当たってもそういう方針でございますし、民間側もいまそういう方向へ向けて非常な努力をしておる、そういうことで六十歳定年制ということの見解を述べたわけですが、将来に向かってだんだんこういう高齢化社会になりまして過程で、高齢だけで能力が極端に低下するというような状況も、次第に国民の健康管理でありますとか、あるいは社会活動の幅広さでありますとかというふうなことから、だんだん見直しの場が出てくるということとは人事院も否定しておるわけではございませんで、総裁はその点を申し上げたのではないかと思います。

○和田静夫君 それだから、いまあなたが言われましたように能率の面でもって落ち込んでいく。そういうことを一つの年齢を基準としながらお考えになるということは、私は後ほど触れますけれども、大変な誤りがある、そう考えているわけ

後ほど触れるというのは、先ほど来問題にしているこのレポートです。このレポートの同じ十六ページで、「加齢とともに、労働生産性が低下するかどうかについて、一般的に低下するという見方が強いけれども、内外の調査結果には、そのような傾向が見出されないとするものがある。」、そういうふうな書いてあるわけですね。それで、通俗的な年齢とともに労働生産性が低下するという見解に疑問を提起しています。私は、今回のこの提案理由をずっと見てみまして、いま任用局長もお答えになったが、通俗的な高齢者能力低下説、そういうものをのうのみにした上で行われている、こういう気がして仕方がないのです。

人事院、自治省両方から承りたいんですが、この点の科学的根拠はどういうものなんですかね。これはまあ当然検討をされて立案されたんでしょから、その検討結果をひとつつまびらかにしてほしい。

○政府委員(井誠之助君) 人事院としては、たとえばですが、労働科学研究所の「労働の科学」という雑誌の四十年一月号に、加齢現象と心身機能の特徴というような研究結果が発表されておりますが、そういうふうなものも参考にいたしましたが、しかし、いま現在科学的に加齢と労働能力というものを完全に結びつけるという、そういう何といいますが、公に顕著なといいますが、認知されたそういう研究成果というのはまだ出ていないというふうな人事院は思っております。

ただ、たとえばいま申し上げました労働科学研究所の研究結果を言いますと、精神機能と知能要素とか、筋作業持久能力であるとか、あるいは速度に関係した運動機能であるとか、あるいは筋力とか、あるいは筋力というものと加齢の現象の関係を一応研究しておりますが、その中に、加齢とともに減退してくる能力としては、筋力でありまして、筋作業持久能力でありますとか関節可動度、それから精神機能、そういうものはだんだん落ちてくると。しかし、感覚機能と平衡機能とか、それから調節能力とか、そういうふうなものはずっと

持続されるというようなことも出ております。

こういうものが一つの定説として日本の中で定着するようになりますれば、私どもの方もそれを大いに参酌したいというつもりでおりまして、すが、いろいろいろんな機関あるいは研究団体から試み的な研究発表は行われておりますが、これぞというものはまだなかったように思っております。一般的には、加齢とともに総合的な肉体的な肉体力、判断能力、記憶能力、そういうものはだんだん落ちていくというのが一般説でございます。それによつたということ、もう一つは、こつちの方がわれわれは重要なんです、組織の活力の維持、それから組織としての能力発揮の条件、そういうものはやっぱり新陳代謝というのが非常に効用があるということの見方をとつたわけでございます。

○政府委員(大嶋孝君) 自治省におきましても、いま人事院からお答えにありましたようなことを基本的に考えております。

高齢者でございますけれどもその能力あるいは勤労意欲というものは個人差があらうと思ひますし、また、平均寿命の延び、健康管理の発達によりまして就労可能年齢も高まっていることは事実でございます。

しかし一般的に言へば、やはり人の能力は一定年齢以後は漸次減退していくものでございまして、高齢者は働き盛りの職員に比べると、程度の差はございまして、事務処理上の能力が低下することは否めないだらうと思ひます。したがって、高齢者の新陳代謝が円滑に行われないという場合には人事の停滞をもたらす、そして組織全体の士気あるいは能率の低下ということにもつながらうと思ひます。

そういう意味で職員の新陳代謝を促進をいたしまして、組織として能率の維持向上を図るということのために退職管理制度を整備するということ、これはやはり人事管理上必要であらうと、このように考えておるところでございます。

○和田静夫君 このレポートの引用もいいかげん

にやめますけれども、とにかくこのレポートは御存じのとおり私企業に対して国民経済の見地から協力を呼びかけているわけですよ。いまや私企業であっても、個々のエゴイスチックな利潤動機からの高齢者の切り捨てをやめなさいと言っているわけですね。そんな情勢に立ち至っているときに、公共部門が、科学的に説得できる材料を持たずに、また計算もせずに定年制を導入しようとしている。これは私は全く安易であつて、時代錯誤的な提案であると言わざるを得ないわけです。

さらに、御存じのとおり、この長期展望は、高齢者の就業機会の確保のための提言を書いているわけですね。そして、「高齢者の急増に對し、その雇用の安定を図るためには雇用に関するシステムとして、高齢者の解雇とか離職が避けられるような仕組みが必要である。」と、解雇とか離職が避けられるような仕組みが必要であると二十一ページで明確に書いている。そして、「六十五歳程度の年齢まで雇用の延長が図られることが望ましい。」、こうしているわけですね。

この雇用政策調査研究会は、単なる民間の研究會でないことは御存じのとおりであります。「今後の長期的な雇用政策の目標と基本的な対策の方角について示唆することをねらいとして」と書いたわけですからね。それで設けられた研究会である、こうなっているわけですね。

そうしますと、今後十年間に高齢者の解雇とか離職を避けよう、民間の私企業に対して政府の関係の研究会はめどを六十五歳とまで述べながら出している。そのときに、他方で公務員には六十歳定年を押しつけようとする。私はこれは政府の雇用政策にそこを来すものだと思うんですよ。このことをひとつ一休人事院の側、あるいは自治省の側、必要ならば労働省も来てもらわなければいかぬでしょうが、その辺ちゃんと明確にしてください。

○政府委員(大嶋孝君) 今回の定年制度の導入につきましては、公務員の適正な退職管理制度をつくるということでございますけれども、この場合、

に、御指摘のように、高齢化社会に即応するための雇用政策にも十分配慮しなければならぬということはあるかと思いますが、おきましては、民間企業におきまして定年制度が長期的に見ますと定年延長の傾向にあるということとおきましては、五十五歳を中心としたし、まして比較的年齢の低い者もかなりの割合を占めておる実情にかんがみまして、昭和六十年までに六十歳定年を実現するように指導しておるといふような状況にあると理解をいたしております。

今回の改正案におきましては、このような事情を考慮いたしまして、現在地方公務員の退職勧奨を年齢がおおむね五十七、八歳というところでごさいますけれども、これを昭和六十年におきまして原則六十歳の定年制度を実現しようというものでございまして、政府の中高年齢者の雇用政策と矛盾するということではないというふうにご考えております。

○委員長（上條勝久君）　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鍋島直紹君が委員を辞任され、その補欠として田代由紀男君が選任されました。

この際、午後三時五十分に再開することとし、休憩いたします。

午後二時三十九分休憩

午後四時三分開會

○委員長（上條勝久君）　ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。

この際、休憩前の和田君の質疑に対する政府の答弁を求めます。大嶋公務員部長。

○政府委員(大嶋孝君) 先ほどお示しの、「労働力需給の長期展望」につきまして申し上げたいと存じます。

存じます。

先生御案内のとおり、雇用政策調査研究会は労働大臣の私的な諮問機関でございます。今後の労働政策の参考とすべき事項についての提言を行つてもらうということでございます。需給ギャップにつきましては、五、五実質成長の場合について推計を行つておるところでございます。その他のケースについては、これを推計することは非常に困難であるということで御理解をいただきたいと思います。当面、政府といたしましては、五十四年に閣議決定をいたしております新経済社会七カ年計画の達成ということに努力を傾注してまいるといふことになるかと存じます。

○和田静夫君　大変不満なんですが、政府として、私が提示した三％あるいは四％の成長率に見合うところの失業率などの計算というのはなかなか出てこない、こういうことでありますので、さらに具体的に後で相互で煮詰めてみたいと思います。

ところで、休憩前にいろいろ「労働力需給の長期展望」——雇用政策調査研究会のレポートをもとにして論議をさせていただきました。それで、結果的に言えば、一方で高齢者の首を切るなどということを提言をしているわけですね。ところが他方では、いま定年制を設けて首を切る、こういう

ことを政府はやらうとする。人事院の説明により、まず、高齢化社会になってきて高齢者の労働市場が狭くなってきたと言っている。そこで公務員の首は切るんだ、民間に対しては首を切るなと、たとえば行管の、勧告ではありませんが労働者の定年延長を指導強化する、こういうような形であります。ここのは私には全く理解ができません。ここです。

かないわけでありまして、しかし、このことに基礎を置いていろいろ私は申し上げておたら何かいやがらせのようにも聞こえますから、このことはこのことで一応おくとします。おくとしますが、次回の委員会に、雇用政策調査研究会の会長、一橋大学の名誉教授馬場啓之助さんを参考人としてお招き願いたいと思います。

○委員長（上條勝久君） 理事会において検討いたします。御相談いたします。

○和田勲夫君　ところで、昭和五十一年十月から、中高年齢者等の雇用促進に関する特別措置法、これによりまして、雇用率の設定による高齢者の雇用促進を行っているわけです。行管庁、どうですか。民間の基準に比べてどういような水準にあるか、おわかりになりますか。

○説明員(石坂匡身君) たいだい まちよつと資料を持ち合わせておりませんので、恐縮でございますけれども、お答えできません。

○和田静夫君 行革国会ですから、行管庁が主体のこの国会なんですからね。そういうことで皆さん方よく行政改革特別委員会に対処しているものだと思います。

これ、自治省の方はどうですか。地方公共団体は民間の基準に比べてどういふような水準にあり

ますか。

○政府委員(大嶋孝君) 地方公共団体におきまして全在職者中に占める五十五歳以上六十歳未満の人につきましては、十六万三千人余でございます。全体の五・二％というふうになっております。民間企業におきましては定年延長の指導が行われておるわけでございまして、確かに高齢者の雇用のお安定の視点から行われておるわけでございます。

が、一概に比較して論ずるというわけにはまいらないかと思っております。

○和田静夫君 行管庁どうですか。国家公務員の
状態はどうですか。

○説明員(石坂屋身君) 五十四年の人事院の調べ
の数字でございしますが、五十五歳以上で八万四千
人、六十歳以上で二万一千人という在職状況に

なっております。

○和田静夫君 基準との関係ではどうなんですか。

○政府委員(斧誠之助君) 私どもの方で給与法上所管しております給与法適用職員についてお答えいたします。

給与法適用職員は、五十五年で、五十五歳以上六十歳未満の者が四万三千三百八人でございまして、全体の約八％でございます。雇用促進に関する法律につきましては、基準が六％になっておりますので、ちよつと超えておるところでござい
ます。

○和田静夫君 これから高齢化社会を迎えまして、高齢者雇用の重要性が増進していくということとがきょうの質問のやりとりを通じても明らかにになったと思うのですが、この雇用率の設定は当然高まらなければならぬ。これは自治体であらうとも同様だろうと思うんですが、これは行政局長、いかがですか。

○政府委員(砂子田隆君) いまだ要申し上げましたように、五十五歳以上の人が全公共団体の中で約六%を占めることになるわけであります。こういう数字が、これからの高齡化社会に入つてまいりますと、当然にその部分がいまの年齢推計から言いましてもふくれ上がつていくわけでありますから、その雇用を求めるといふのが多くなつてくるといふのは当然だろうと思つております。

○和田静夫君　この際、せっかくの機会ですから大臣にぜひお聞きしたいのでありますが、現在行政改革が大問題になっているわけですね。この論議の中で、小さな政府論というのがいわばファッションとなっています。大臣は、いまの日本の政府は一体大きいと考えられているのか、小さいと考えられているのか、どちらですか。

○國務大臣(安孫子藤吉君) まあ適當なところじゃないかと思えますね。大きいとか小さいとかというのものは相對的な問題でありまして、大きく肥大しているわけでもございませんし、また非常に少ないというわけでもありませんし、まあ

ほとほとのところだろうと、こういう認識です。

○和田静夫君 地方自治体はどうですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 地方団体になりますと、いろいろ議論がありますように、最近におきましては若干低下いたしました、相当定数がふえているという事情はあるわけですね。そうすると、定数の関係だけで肥大化しているかどうかという判定をすれば、相当ふえておる事実だけは見逃すわけにはいかぬ。しかしながら、そのふえているということがいろいろ政策の面におきましてこれはふえていくわけですね、いますから、もつと効率を上げるという問題がありますけれども、定数増という関係は、最近停滞しておりまして、高度成長期におきまして相当ふえたということだけは否定し得ないだろうと思えます。

○和田静夫君 国家政策的な部分がふえているという意味でとらえておきませんか、全部ふえているんだというふうには、これは合意はできませんから……

ところで、中庸を得ているという、いい言葉で言えばそういうことの答弁で、小さな政府、大きな政府論であつたわけですが、問題は、何を基準にしてはかれるわけですかね、こゝを。

○国務大臣(安孫子藤吉君) やつぱり行政の事務というものがそのファクターになるだろうと思うんですね。それができるだけ能率的に行われるかどうかと、こういう点が一つ問題があるだろうと思ひます。

○和田静夫君 そうすると、効率のよい政府という場合に、何をメジャーにして効率をはかるということになりませんか。

○政府委員(砂子田隆君) 小さな政府の議論というのは、国会の中で大々議論されておりました、何をもちつて小さい政府とするかという基準を政府が示したことはまだありません。ただ、御質問の中で外国の公務員より少ないことでありますとか、あるいは日本の国の租税の負担率が低いとか、そういう議論はございました。しかし、私はやはりいま和田先生おっしゃいますように、全体的に

日本の行政改革の基本になるのはやはり効率性の問題であらうと思つております。

効率性は何によつてはかるかというのはこれはまた大変むずかしいことだと思ひます。一人一人の能力を一つ実証するということも大変むずかしいことではありますけれども、私は、日本の政府自身ややはりスリムであつてほしいと、こう思つて

いるわけでありまして。非常に弾力的に人間が動ける、あるいはいろいろな住民からの需要に対して非常に小回りがきいて弾力的に動いていける、そういう公共団体であつてほしい。そういうものが一般的に抽象的に効率的であるというふうには言われているゆえんであらうと思つております。

○和田静夫君 もう一遍、ちよつとこだけ確かめておきますが、公務にとつて効率とはどういうふうにかへたらいいんですか。

○政府委員(砂子田隆君) 公務というものは、やはりこれは住民のサービスのためのもの、でございますから、そういうものが住民側にとりましてきつめて能率的にうまく住民のニーズに應じてくれているというところがやはり基本であらうと思つております。

○和田静夫君 私は、かつて一九六九年にやはり地方公務員の定年制導入に関しまして、当時、亡くなられた野田自治大臣、あるいはいまの岡山県知事の長野行政局長、鹿児島県知事の鎌田公務員部長の皆さんと延々と議論を交わしました。その際、私はまず何よりも憲法に保障されている基本的人権を構成するところの生存権の基本的権利は労働権に照らして、定年制を法制化することが正しいことなのかどうかという論点を提起して議論をさせていたものであります。

急速当時の議論を読み返してみましたが、結局私はこの議論において納得のいく答を得ることができませんでした。先ほどもちよつと触れましたが、良識の府と言われるだけであつて、参議院の与党の皆さん方もなかなか答弁が納得できない、したがつて、御存じのとおりあの法律案は議論の中で廃案になつていった。与党絶対多数とい

う、数の上では見えていた状態でありましたが、議論の中であつた結末になつたことは御記憶のとおりであります。

それから十年余の年月が流れました。今日また定年制の導入が図られようとしているわけでありまして、前の国会のこの委員会での議論も読みました。そして、この十年前の議論、憲法に保障されている労働権との関係、そういうものは、国家公務員法の議論の衆参の通過の経過などを読み返してみても、結果的には定年制を法制化することが適法なのかという論点は残念ながら素通りをしております。

そこで、私はぜひこの機会に、前の経験も思い浮かべながら局長にまずお聞きをしたいのでありますが、私がかつて議論として提起をした問題というのはすでに解決済みであるとお考えになつて

いるのかどうか。

○政府委員(砂子田隆君) 四十四年のころに地方公務員法の改正を提案いたしましたときの議論と

いうのがほうふつされるわけでありまして、その中で、一つはやはり労働の権利、憲法の二十七条の議論、あるいは二十五条の生存権に関する議論

というのを大変やつておられまして、そのときに、勤務の権利にしましては当時の高辻長官からお話がございました。それから、生存権にしまして、当局としてのお話は申し上げたつもりでありまして、当局としては一応御納得いただけ

たものだというふうな理解をいたしております。

○和田静夫君 なかなか理解をしていないのでありまして、したがつて引き続きつと非公式には定年制問題というのは皆さん方と議論をしてきたつもりであります。その基本はやはりあそこにかか

のほつての議論であつたわけでありまして。

私は、やつぱりこの問題というのは、定年制問題を議論するに当たつての前提的な問題である、

そう考えます。

そこで、二、三労働基本権と定年制問題との関係論でもいいますか、そういうものを確認をしておきたいわけでありまして、改めて言うまでも

ありません。現行の日本国憲法は、国民の生存権、労働権をすべての国民に保障しているわけであり

ます。このうち特に労働権は、この十九世紀的な自由権とは異なる性質のものとして、いわゆる社会権としてワイマール憲法以後二十世紀憲法の常識として確定されてきたと考えます。このくだりというのは野田自治大臣は素直にそのとおりですと前にはお答えになつたと思つておりましたが、安孫子自治大臣もお変わりありませんでしようね。

○国務大臣(安孫子藤吉君) そのとおり心得ております。

○和田静夫君 しかもこの労働権は、時代がたつに従つて、実は職業選択の自由であるとかあるいは社会政策的な失業時の生活保障といったそういう消極的なものから、積極的な労働生活全般にわたる基本権として把握されるようになってきた。このことはもう認識は共通だと思つておるんですが、こ

のことは局長いかがですか。

○政府委員(砂子田隆君) 憲法の二十二条の職業選択の自由の問題がいま御提起になられました

が、やはりそれは、全体的に見まして、国民が自己の従事すべき職業というものを決定する自由を有するんだということがその憲法で規定をしておる問題であらうと思つております。そういう意味では、国民が特定の組織というものに当然に雇用されるんだという権利があるというふうな意味ではないというふうな理解をしておりますが、少なくとも、前段申し上げましたように、国民自身が自分の職業というものを自由に選択し得る権利があるということまでは全く同感であらうと思つております。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(上條勝久君) 速記を起こして。

○和田静夫君 では、任用局長、ちよつと人事院総裁の分答をもらいましよう。藤井さんがお書きになつたようなことをいろいろ言いますから、お書きになつた部分であなたが責任持てなければ

そのところは——まあ答弁次第によつてはとま

りますけれどもね。

いまも答弁にありましたけれども、憲法二十七条の規定というのを限定的な労働権の保障だとする見解があるわけですね。これは、皆さん方の立場、私は、これは労働権を具体的な権利としてではなくて、将来の政治、政策の基本的な方向を示したものであるとするわけですから、その立場に立つと仮にしましても、憲法制定以後三十年余りたったわけですね。三十年といえは一代の交代を意味するわけですね。その間、この基本的な方向を実現する方向で政策がずっと立てられてきたわけですよ。これは自由民主党政府といえどもその外に立つたわけじゃありません。憲法の趣旨からすればそうでなければならぬわけですね。

最近の労働法学の中でクローズアップされている雇用保障法の考え方にしても、実はそういう一連の流れの中でずっと出てきている。少なくとも私はそう考えます。また、これも有権的なものだろうと思います。一九六六年に施行された雇用対策法というのは、こうした労働権の拡張の事例の一つに挙げることができると私は考えているわけですね。

私は、この法律はいろいろ問題があることをずっと指摘をしてきましたけれども、少なくとも雇用問題を、失業対策から失業予防あるいは雇用の拡大、そういう形に転換したものと考えることはできると考えているわけですね。現在の政府の労働政策の流れというのは、仮に憲法二十七条の規定が限定的労働権であるという解釈に立つとしても、私が言ったような形で進んできている。このところは、これは人事院総裁に本当は問いたかったんですが、人事院はそう考えていらつしやるでしようね。あるいは自治省もそう考えていらつしやるでしようね。

○政府委員(砂子田隆君) ただいま二十七条に關します御議論がございました。この労働権と申しますか労働権と申しますか、この議論は、いまおつしやられましたような雇用保障法まで及ぶ間

題ではあります。もともと国家が、勤勞をしよ、労働をしよという国民に対して、その職を与えるというために適当な雇用政策を講ずるというのがこの法律の根幹にあるものだと思つております。そういう意味におきましては、雇用保障法というものが、特定の職業につけるという意味ではなくても、少なくとも労働者の保護という観点から雇用を促進していくということに重点があつたことは私はそのとおりだと思つております。

○政府委員(斎藤之助君) ただいま行政局長からお答えしたと同じでございますが、この二十七条は、働く意思と能力、そういうものがある者に対して就職機会を国の政策として拡大していく方向で努めなければならないという趣旨であらうと思つています。

したがいまして、累次国がいろいろ雇用政策上とつてきました制度、法律もそういう方向で展開されてきたものであらうということはそのとおりであらうと思つております。ただある特定の一つの組織とか企業、そこにどうしても雇わなかつたやうなことを要請しているものではないか、というふうなことを考へております。

○和田静夫君 そういうふうなこの労働権の拡張の流れと無関係に公務員労働問題というのは議論されるべきでないことは当然である。公務員だからといって、このようなきと切り離されて処理されるべきでもない。公務員は確かに国民の利益、公益を確保するために一定の労働基本権の制限が課せられる。しかし、それは必要最小限といひます。最低限のものでなければならぬ。これも私は常識に属すると思ふんですが、論議を煮詰めるためにちよつと見解を求めておきたいと思ふんです。

○政府委員(砂子田隆君) いまおつしやられましたやうなことであらうと思ひますが、ただ、その最低基準という議論が必ずしもすぐに妥當するかどうかというのはむづかしい問題であらうと思ひます。労働基準法のようにやはり最低の基準を決

めていくという筋合いのものと、あるいは今回の定年法で決めておりますやうな、国家公務員を基準とするやうな基準の決め方というものはおのずからやはり差異はあらうとは思ひますが、少なくとも、いまおつしやられましたやうに、労働者というものをどういふに保護していくか、あるいは雇用の機会を多く求めようということに対する政府の配慮が必要であることは申し上げるまでもないと思ひます。

○和田静夫君 何かその最低基準、最小基準のところがちよつと問題になつたやうでありますから、私はこれはもう全く多数学説だと思ふんです。公務員が個人として、また労働者として持つ基本的な権利は十分に尊重されなければならぬ。全体の奉仕者または公共の利益のための公務員の労働関係の制限というのは、憲法十二條の趣旨に照らして、真にやむを得ない最小限度にとどめなければならぬ。これは局長、このところは何か、であるから云々あるいはそのところがどういふやうなことでなくて、これはまさに有権的なまさに多数学説であつて、ここに異を唱えるといふやうなことにはならぬと思ふんです。

○政府委員(砂子田隆君) 私、別に異を唱えたわけでは毛頭ございませんで、少なくとも公務員であるといふのは、一般の民間に従事している人との職務の性格上違つておることは事実でありますから、そういう面での制約を受けるといふことはあり得るといふことを申し上げただけであります。

○和田静夫君 私がなぜこういうことを言つてきたかという、実は労働権がいまのような形でずっと理解をされてくれば、何人も労働者から職を奪ふことはできない。したがつて、一般論として、労働する権利は一定の年齢をもつて制限されるべきものではない。そういうふうに見えるんですね。これは人事院、局長どうですか。この一般論まで否定はされないうでしよう。

○政府委員(斎藤之助君) 労働者を雇用する場合

におきまして、年齢による、つまり定年制というものが憲法違反であるかどうかという問題につきましては、これはかつて、学説ということではなくて実務的に申しまして、そのことが問題になつたことはございませんで、現に国家公務員につきましても、大学の教官でありますとか検察官につきましても定年制があるわけでございますが、そのことが憲法上問題になつたといふことは過去ございませんで、そういう実務的な立場に立ちまして考えます場合に、社会通念からいひましても、あるいは現在の労働雇用関係の慣行からいひましても、そこに合理的な年齢の設定がなされるならばこれを憲法違反と言ふわけにはいかなひのではないかとこのやうに考へております。

○和田静夫君 あなたがそういう論議をするのなら、これは十三年前の蒸し返しで勝負がついていくことでありますけれども、大学教授は、たとえば東京大学の教授が六十歳でおやめになる、地方の国立大学に六十五歳までお行きになる、それから私立大学に七十歳までお行きになる。これはもう再雇用の道はすつとついでに考へておやめになる、いま言われた裁判官が七十歳でおやめになるとちゃんと弁護士として登録をする。これまたちゃんと後は保障されているわけですね。われわれは後保障されないことがわかるわけですからね。

しかもきよう冒頭申し上げた——あなたいらつしやらなかつたんですが、一九八〇年代後半は、外的な要件によつてこの国はスタグフレーションの中に落ち込みます。もうちよつとやそつとの年金生活などというものはその中においてことごとく壊されていきますという展望をこの国のエコノミストや経営者が八二・三%まで経済企画庁のアンケートに答へている。そういうやうな一方で、この国の支配権力の側にいらつしやる方も展望があるわけですよ。

こつういふ社会的な条件の中で、いま私たちは、まさに手段を持つことができないでやめていかなければならぬだらうと思はれる、そういうい

ゆる公務員の皆さんの論議をしている。こういうことになるわけでありまして、その前提というものを抜きにしてはその話はならぬ。蒸し返すというのなら、前の速記録をつくりあるわけですから、同じ論議をやればいいわけですがね。そのことは十分に考えておいてもらいたいと思います。いかがです。

○政府委員(并職之助君) これから将来に向かつて、日本の人口構成でありますとか、あるいは労働の実態でありますとか、あるいは日本の経済動向がどう展開していくかというようなことにつきましては、私、あるいは人事院が十分に掌握しているということではございません。将来そういう方向に行くであろうということは、厚生省の統計でありますとかあるいは労働省、企画庁等で研究されていくいろいろな資料によってそういう予想は立つわけでございます。そういう予想が実現しましたときにどういう対応をするか、公務員の雇用関係についてもどういう対応をするかということとは、おおいに社会の変化とともに考えていきたい、こういう立場でございます。

○和田静夫君 わかつて論議していることですから、それ以上の深追いはしませんが、労働する権利を一定の年齢をもって奪い取っていくということとはこれは許せん。このことは必ずしも定年制を違憲とすることではないかもしれません。けれども、仮に定年制を設定する場合に、十分に再雇用の道が開かれていなければならぬ。しかも、それは単なる再雇用ではなくて、本人が望むような職場、労働条件がこれまでの職種を勘案した形で私は当然もたらさなければならぬ。これまで働いてきた経験を生かすような仕事、そういうものをだれしも再雇用に当たって望むわけではなれないわけですね。こういう点は一体どういふふうにお考えになりながら人事院は報告を出されたのですか。

○政府委員(并職之助君) 近未来といいますが、昭和六十年代、その辺を現在の状況から推定します。公務員の現在の職員の在職状況、そういうものを見ますと、高齢化がどんどん進んでいくという徴候が現にもあらわれておる。これをそのまま放置すると公務員率にも大変影響が出てくるということを考えまして、昭和六十年、その時点における現在の適切な施策として、原則六十歳の定年を設けるのが公務員率上の見地、それから職員の身分保障の見地、そういうことからいって適当ではないかということを考えまして、見解を述べたわけでございます。

○和田静夫君 人事管理というのは非常に科学的でなきゃならぬわけでしょう。どうも任用局長の答弁を聞いてみると、まさに科学性というのは全然ないんですね。つかみでもって物を考えているような形。そうじゃありませんか。

○政府委員(并職之助君) 在職状況でちよと御説明をいたしますと、給与法適用職員について申し上げますと、五十五歳以上の職員が昭和四十五年で約三万九千、八二%ばかり、これが五十年になりまして四万六千、九・四%、五十四年見解を表明した、書簡を出した年でございまして、このときで五万一千、一〇・二%ということですが、逐次増加しておるわけですね。

○和田静夫君 釈然としませんが、そんな形で出されたのじゃ大変迷惑な話ですね。行政局長、十三年前の論議、終わったと言われたのですが、実は全然終わっていないんですよ。あのとき約束した資料だつて今日まだ出ていないんですからね。十三年前に要求した資料、こゝへ全部出して下さい。そうでなかったらこの委員会は一つも進みませんよ。

そのうちの一つ、私はあのときこういうふうにして、公衆の現在の職員の在職状況、そういうものを見ますと、高齢化がどんどん進んでいくという徴候が現にもあらわれておる。これをそのまま放置すると公務員率にも大変影響が出てくるということを考えまして、昭和六十年、その時点における現在の適切な施策として、原則六十歳の定年を設けるのが公務員率上の見地、それから職員の身分保障の見地、そういうことからいって適当ではないかということを考えまして、見解を述べたわけでございます。

言っている、そして、いまの岡山県知事も鹿兒島県知事も、調べてみただけでも結果的にわからなかった、これから努力してということでも幕切れになつていくのですが、その一つは、地方公務員法が制定されたとき定年制が排除された。それまでは八百八十八団体にあつたんです。定年が。定年があつたし、さつきから自治大臣が何遍も答弁をされているように、定年制を設けてくれという意見が市町村長からあつた、確かに。私をして言わせれば当事者能力のない諸君からあつた。あつたけれども、定年制をいゆる法制化することができなかったのは、唯一私が言っているところの労働基本権というものと憲法の関係なんです。そのことは明確だから、あれだけの学識経験者が集まつたが、国家公務員法、地方公務員法の制定に当たつて、特に地方公務員法の制定に当たつて、八百八十八団体の首長たちが定年を持っておつたけれども、その意見を法律の中に生かすことができなかったのです。ここが非常に重要なところなんです。したがって、制定当時の事情はどうだったんだらうかということも十三年前にもよく聞いた。その当時、なぜ定年制が設けられなかったのかという理由について、結果的に答弁はなかつたのです。調査はできなかったのです。それからこんな空間があつたのですからね。ゆつくり勉強をされたはずですから、ひとつ十有余年の歳月の流れの中で、この部分についてどういふふうにお調べになり、どういふふうな形でこの提案がなつたのか明らかにしていただきたい。

人事院だつて、このことを抜きにして報告を出したと言われるのであつたらば大変心外なわけですから、これは藤井人事院総裁が当事者でありますから一番聞きたいところですが、いまお見えになりますから、かわつてお答えにならないうふうな立場はわかりますけれども、明確にしてください。

○政府委員(砂子田隆君) いまお話にございましたように、地公法ができますときに定年制をなぜ設けなかったのかというふうないきさつにつきましては、お話しのとおり、いろいろ調べましたけれども、結果的にはわかりませんでした。わからなかつたから資料も提出できなかったという事情であつたろうと思ひます。

ただ、御案内のとおり、いまのお話にもありましたが、八百八十八の公共団体が定年条例を持つておりまして、そのためにこの地公法ができたときにも、御案内のとおり、いろいろな議論がございまして、条例でこのまま残してくれという議論もございまして、それから、法律でこう書いてあつても条例をつくれるじゃないかという議論もございまして、いろいろな議論がございました。しかし、結果的には自治省といたしまして、法律に定年制が書かれてない以上は定年制というのはいないんだという見解を表明したわけでありまして、それに従ひまして、現在まで、もし定年制をしようとするならばどうしても地公法の改正が必要であらうということでは参つたわけでありまして、

ただ、先ほどの勤労権の議論あるいは職業選択の自由の問題、いろいろな観点から憲法上の議論として出てきたこともこれも事実でありますけれども、最終的には、先ほどから申し上げていまして、一つの雇用関係を終了させる、しかしその人々の雇用を全部失わせているというわけではない。いろいろな議論がございまして、最終的に、そのほかの検査官でありますとか裁判官でありますとか、いろいろな方に定年制が施行されているという現状から見ると、その事実をもってすれば違憲ではないのではないだろうか。また、このような御答弁を申し上げているはずであります。そういうことの繰返しをしまし、現実には定年制の施行に關しましては違憲ではないだらうという形で現在まで来ておることも事実です。今回の提案に当たりまして、そういう形で御提案を申し上げているわけでありまして、

○政府委員(并職之助君) 国家公務員につきましては、戦前から一部大学教官、検査官などを除きまして、定年制はすつとございまして、それ

で、退職管理はどうやってやっていたかということになりますと、後進に道を譲るとか、勇退するとかというようなことで比較的若い年代で退職が行われて、新陳代謝も適正に行われておった。国家公務員法が制定されるときに、定年制を導入すべきかどうかというところについての論議は、私も調べる限りではなかったようでございます。

戦後、昭和三十年半ばぐらいまでの給与表適用職員の平均年齢を見ますと、はっきりした数字はいま的確には申し上げられないんですが、大体二十年代の初めぐらいで二十歳代の後半ぐらい、三十年半ばで三十歳の半ばぐらいのところでございます。それがこゝへ来て現在では、ことしの勸告で四十・何歳ですか、四十歳強になっておるわけですが、そういうことで、非常に公務員の状況が変わってきた。片や民間の方の定年制の普及状況というのも非常に広がってきているというような日本の国の全体の雇用関係、それから公務員社会におけるその在職の状況、そういうものが変化してきておるといふことを踏まえまして、そういう変化の状況のもとで退職管理制度というものをこの際設定したらどうかということで御意見を申し上げておるわけです。

地方公務員法につきましては、私がお答えする限りではございませんのでお答えしがたいんですが、ただ、総裁が、この公務員法の解説の中で地方公務員に定年制導入は地方公務員法違反であるといふことを解説しておられまして、内閣委員会の方でそのことについていろいろ質疑をお受けになつたわけですが、その際のお答えとしましては、制定当時の地方公務員の在職状況から見れば、そういう定年制は導入しないという政策が非常に適正であつたのであると、しかし、その後公務員の状況、地方公務員の状況、それから社会一般の定年制に関する状況、そういうものが逐次変化してきておる。そういう変化についてそれに対応する定年制というものをこの際新たに考えるということとは、それは状況が変わつておるのであるからし

て、総裁が地方公務員法について解説したその当時といふと、矛盾するわけではないのではないかと。この点をお答えをされているようでございます。

○和田静夫君 全く矛盾するので大変苦しい答弁ですが、御本人じゃないからそれ以上言いませんが、私はもう一遍ここで、六十九年の審議の際も繰り返し繰り返しこの点はお聞きをしています。これは御存じのとおりであります。

ちよつと十年前のこの議事録を読ませてもらいます。

（委員長退席、理事亀長友義君着席）
六十九年の七月十日の当委員会の議事録です、こゝで私はこう言っているんですね。

この問題に関連してこういう質疑が実は行なわれているんです。昭和三十一年の二月二十八日の参議院の地方行政委員会でありましたが、いまも現職でいらつしやる社会党の加瀬完さん、これは前の副議長ですが、

もう一つ、国家公務員法なり、地方公務員法が制定されましたときに、停年制なり、あるいは待命制度なりというものが特に設けられなかつた理由というのはいかんならうか、あつたのか、これは委員会における質疑、あるいは法案制定の過程におけるこの問題についての見解でも、資料がありましたら、あわせて御提出いただきたいと思ひます。で、当時鈴木俊一さん、いまの都知事ですが、

が説明員であります。手配をして差し上げたいと思ひます。

と答えたわけですが、そうでしょう。そして、委員長長の松岡平市君、それでは、これは調査室の方でもそういうものについてはかねがね研究しておられることだと思ひますから、資料を探されて、自治庁でも探されて、そうしてなるべくすみやかに自治庁で何か資料があれば提出するようにお骨折願ひたい。よろしくございませぬ……。

それで、私はいままた要求しているわけですね。この要求しているのは三回目ですよ、加瀬完さんから始まつて。その間二十年、二十年の年限です。その都度自治省は——いまはまだ資料を出すとは言ひませんけれども、とにかくさつき読んだ答弁にあつたように、出すと答えているんです。調べると言つておられるんです。砂子田行政局長だけが心臓が強いものだからまだ出すとは言つていないのかもしれないけれども。

今回は、私はもう国公法が片づいておる状態の中では、どうしてもこの部分というものは議論をしなきゃなりません。議論の基本です。これは資料を出してください。私は、なぜ出してくださいと言ふかと言つたら、われわれ政治家の責任だからです。前の各項でも言ひました、あなた方は憲法九十九条によつて憲法を遵守する義務を持つておる。われわれ政治家が判断を誤つてこゝで多数で押し切つてこの法律案が通る、そしてこの基礎的な資料がない。後ほど憲法違反だといふことになつたら、われわれがあなた方に憲法違反を犯させることになる。そんな責めを私たちは政治家として負うわけにはいかない。したがつて、このところははっきりさせなきゃなりませんから資料を出してください。

○政府委員（砂子田隆君） 先ほどお答え申し上げましたように、実は、そういうことがございまして、それから、その後倉庫のすみずみまで探しましたわけでありまして、しかし、結局その資料がなかつたわけでありまして、ないものをどうも出しようございませぬものですから、それはお許しを願ひたいと存じます。

○志吉裕君 ちよつと関連をして。

その点については、四十三年法案の審議でそういういきさつがあります。いまあなたが答へになつたように、なぜ制定当時定年が盛り込まれなかつたのか。公務員制度本来からいつて排除されたのか、憲法との関連で排除されたのか、アメリカさんが言わなかつたのを忘れておつたのか、いろいろ議論があつたようなんです。あつたよう

ですが、わからぬということになつておるわけですが、答弁において、本国会に入つて、衆参を通じての答弁の中に、その当時はそういう必要性がなかつたんだろう、年齢構成や社会環境その他から見てその当時は定年制というものの必要性が薄かつたんだろうという答弁をしていますよね、衆参を通じて。これは一体どういう判断からそれが出てきたんですか。わからぬということになつておるのに、その当時は必要がなかつたんだろうという答弁はどこから曲がつて出てきたんですか。

（理事亀長友義君退席、委員長着席）
○政府委員（砂子田隆君） 私が記憶するところでは、そういう御答弁を申し上げたのは佐藤三吾委員からの御質問に對するお答えであつたと思つております。ただ、それは、当方がお答えをしたわけではございませんで、人事局の方がお答えになつた御答弁であつたと記憶いたしておりますが、この間私の方の公務員部長からもお話しを申し上げましたように、実はこれはこの間もそういう御質問がございまして、しかし、やはりなかつたものから、出せないという御答弁を申し上げたはずだと思つております。

ただ、いま志吉委員からお話がありました。が、当時のいろいろな本を見てみまして、先ほど兼任用局長も話をしておりますが、藤井さんは公務員法の解説の中で、これはできないんだと、こゝろおつしやつておられましたし、いろいろな当時の同じ職務に当たる人たちの中でも意見の相違があつたといふことを考えてみますと、やはり当時の自治省に勤務しておりました人の間にも統一的な考えはなかつたと思ひます。ですから、そういうことから見ますと、そういう議論はしたけれども、その資料というものはやはり、それは議論の上だけに存在しておつて、ないといふのがむしろ正確ではなかつたかと思つております。

御案内のとおり、先ほど若干説明を落としておりますが、地公法ができて結局分限の規定ができました。その分限の中では免職の条項というものが

を明らかにいたしております。それ以外のことは、やはり公務員の職を奪うということはできないんだというのが公務員法をつくったその一つの考え方であったことは事実だと思います。ですから、そういうことに立つて分限の条項に今回は改正を加えようということでございますので、いろいろな資料の御提出の御要求がありましようが、実はこの問題に関する限りは、どうも私の記憶でもなかなかその資料が見つかりませんので、これはお許しをいただきたいと思ひます。

○志賀裕君 私がいま問題にしているのは、憲法上のかかわりなのか、制度本来の問題なのか、あるいはその当時の必要性の問題なのか、あるいはうっかり忘れておったのか、このいろんなところをなんでしょう、きつと。われわれそのところをはつきりさしていきたいわけですね。政府が、四十三年法のとときには率直に言つてわからない、その答弁は自治省の間で一貫しているのです。しかし、この間の審議のあの場面ではそれなりの説明をしていくわけですね。当時の職員構成から、地方団体との違いまで言うて、ということ、この制度を盛り込んだときの何か根拠があつて答弁されているのかとは聞いておつて、私の質問でそれをただそうと思つた。ただいま和田さんの質問でそういうことになりましたね。そのときどきでいいかげんなことを言つて答弁を済まされては困る。

憲法違反のそしりがもしあるのであれば、われわれが責任を負わなきゃならぬという発言に堪へてみれば、その辺の答弁は、撤回するものは撤回して、わからぬならわからぬで筋道通してもらわなければいけませんよ、これは。

○政府委員(砂子田隆君) ただいま申し上げましたように、自治省としては一貫して考え方を述べておりまして、途中で変節をしたことは私はないと思つております。三十一年の地公法の改正をお願いをいたしましたときから現在まで、自治省自身の考え方は全く変わっていないと思つております。

○志賀裕君 わからぬで済むか済まぬか、質問者こちらですから。いずれにしても答弁の食い違いは政府全体としてありますよ、はつきりさしてくだされい。

○和田静夫君 だから統一見解を出してもらわなければいけませんよ、これは。

○国務大臣(安孫子藤吉君) いろいろの経過を聞いておられますが、やはりいいものはないわけでごさいますから、その点はひとつ御了承願ひにやいかぬだろうと思ひます。それにはいろいろその当時まあ理屈があつたんだろうと思ふのですね。それで一つは、そういう必要がないという議論もあつたのでしよう、恐らく。そういうことはやらない方がいいんだという考え方もあつたでしょう。それからまた、それはやつた方がいいという議論もあつたろうと思ふのです。内部でいろいろ議論したけれども、いま行政局長が言うように、一つのまとまつた見解というものでない集約はされなかつたんだらう、したがつて資料もない、こういうことだと思ひます。

その当時から見ますと、また社会情勢、一般情勢も最近においては非常に変わつてきておる。そしてまた、憲法の問題もおつしやいますけれども、国家公務員についても定年制がしかれた、それから社会情勢もそういうことをやっておる、今後の見通しからいっても、そういうものが必要である、地方公共団体の運営上もそれは必要だと、こういうことになれば、地方公務員についても定年制を設けるといふことで御提案を申し上げておるといふことは、私は正しい道筋だろうと思ふんです。

ところが、今度はその問題は憲法違反になるんじゃないか、その責任はわれわれにあるんだと、こつおつしやいますけれども、少なくとも第一義的な責任者は提案者でございます。その点についてはわれわれはその責任を負うつもりでございます。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめてください。(速記中止)

○委員長(上條勝久君) 速記を起こして。

○和田静夫君 いま申し上げましたように、このところ非常に私は重要に考えていますし、二十年間の懸案の問題でもありますから、一遍政府としては、自治大臣のような言い方もありますけれども、委員会が始まつてから、少なくともたとえば総理府と自治省の答弁が食い違つてゐる。それらのところはやっぱり整理をしていただきたい。整理の仕方については理事会にお任せをいたします。

○委員長(上條勝久君) 理事会等で、ただいまの件については御相談をいたしたいと思ひます。本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

十月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、農地の固定資産税に関する請願(第一二七号)(第一二八号)

第一二七号 昭和五十六年十月五日受理

農地の固定資産税に関する請願

請願者 岡山県津山市日上一、四一四坂

手岸雄外一万三千八百五十九名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第一二八号 昭和五十六年十月五日受理

農地の固定資産税に関する請願(二通)

請願者 奈良県御所市柏原一、二二二吉

村宗一郎外一万三千百六十八名

紹介議員 堀内 俊夫君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

昭和五十六年十月二十九日印刷

昭和五十六年十月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局